

第2章 ベルギーの最低賃金制度

第1節 最低賃金制度

1 概要

ベルギーの最低賃金は、労使の団体が締結する団体協約に基づき設定されており、大きく次の2種類がある。一つは、業種別の労使協議会（Commissions Paritaires）¹⁾における団体協約に基づき設定される最低賃金である。もう一つは、平均月額最低所得保障（Revenu minimum mensuel moyen garanti: RMMMGM）と呼ばれる全職種を対象とする最低賃金であり、全国レベルの労使交渉機関である全国労働評議会（Conseil National du Travail: CNT）において締結される中央団体協約（CCT）において設定される。RMMMGMは業種別の最低賃金が設定されていない部門の労働者に適用される。なお、業種別の最低賃金は通常RMMMGMより低い額を設定されることはない。

RMMMGMは、1975年のCNTにおいて締結された労働協約によって導入された。適用対象はすべての民間部門の被用者となっている。なお、公務部門の最低賃金は、政府と公務部門の労働組合との交渉により決定される。

ベルギーで正式に締結された中央及び業種別の団体協約は、勅令（Arrêté royal）の発布によりそれぞれ法的拘束力を持つものとなる。

最低賃金の水準設定の考え方は、労働者とその家族の標準的な生活水準を維持するに足るものとするものとされている。

2 RMMMGMの経緯

ベルギーで最低賃金の構想が現れはじめたのは1960年頃とされる。当時、ベルギー労働総同盟（FGTB、社会主義の労働組合）が労使協議の際に労働時間の如何を問わず最低時給を設けることを提案した。その額は当時通貨で25ベルギーフラン、ユーロ換算で0.62ユーロに相当する。1970年代に入り、1973-1974年のCNTにおける中央団体協約の交渉の際に、ベルギーの三大労働組合が一丸となって、21歳以上のすべての労働者に月額12,500ベルギー・フラン（1972年1月、310ユーロに相当）の最低保障賃金を要求した。1973年4月6日に締結された協定では、この要求額に言及しなかったものの、「最低保障賃金」の原則を定め、最低保障賃金を実行に移すために後日再度話し合いをするように促した。さらに、この協定では最低保障賃金はすでに多くの産業部門で行われること、及び協定締結団体はこの制度の一般化を推奨することも示している。

次いで、1975-1976年の中央団体協約に関する協議の場で、組合側は最低賃金を中央団体協約、できない場合は法律により実施するよう要求した（このとき、1975年1月から21歳以

¹⁾ 現在約100の労使協議会と75の同小協議会がある。(Belgium Industrial relations profile)

上の労働者に15,000ベルギー・フラン（384ユーロに相当）の月額最低賃金を要求）。こうした組合側からの最低賃金の要求に対し、ベルギー企業連盟（FEB）からは賛成意見があったが、中小企業の代表からは負担が大きくなり過ぎるのではないかと危惧が表明されていた。

1975年2月10日のCNTでの団体協約（CCT）第21号の署名によって、1975年5月15日にベルギーで平均月額最低所得保障（RMMMGM）が創設された。この決定はベルギーの民間部門のすべての賃金労働者に適用されるものとなった。

3 根拠法令

RMMMGMの根拠は、上述のCNTの中央団体協約であるが、勅令によって法的拘束力を持つものとなる。

4 担当行政機関

SPF Emploi, Travail et Concertation Sociale（雇用・労働・社会的対話省）

5 最低賃金の決定（改定）基準

RMMMGM、業種別最低賃金ともに物価指数（後述参照）にインデックスされる。

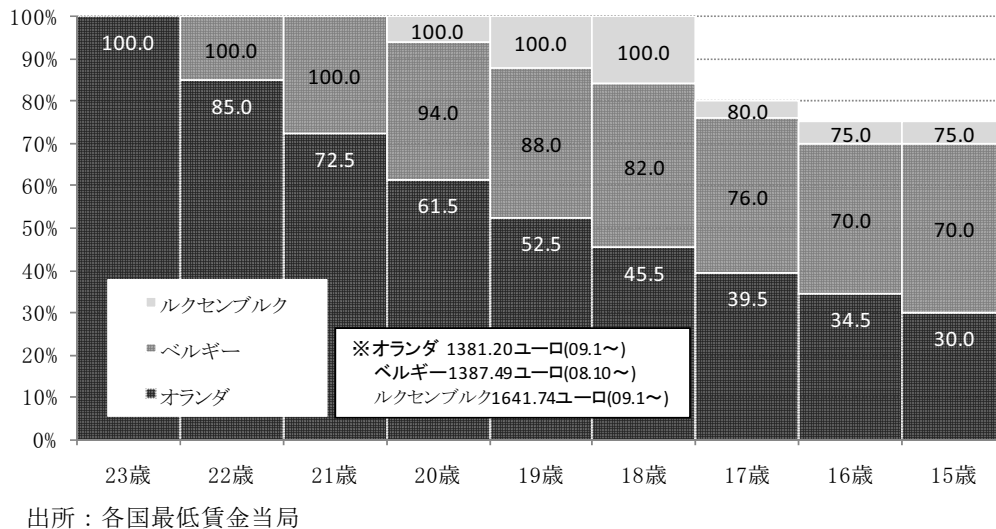
6 適用範囲

RMMMGMは、民間部門の労働者のみに適用される。ただし、臨時雇用（通常1カ月未満の雇用契約で就労する者）や家族従業者には非適用となる。また、パートタイマーの場合、フルタイム労働者の労働時間（通常週38時間）との比較により減額されて適用がなされる。なお、公務部門は適用外となる。

7 適用除外・減額措置

若年者は年齢に応じて減額適用される（20歳：（RMMMGMに対する割合）94%、19歳：88%、18歳：82%、17歳：76%、16歳以下：70%）。また、21歳以上の労働者は勤続期間による加算制度。勤続6カ月で最初の加算、勤続12カ月で2度目の加算がある。

図 2-1-1 最低賃金の若年者適用（減額割合）－3 力国比較



8 最低賃金額

(1) RMMMG

RMMMGは、直訳すると「平均月額最低所得保障」となり、つまりRMMMGは年間平均で保障されるもので1年間に支払われた額を基準に計算し求められる。したがって、使用者がRMMMGの義務を順守したかどうかを見極めるには、就労月数を基準に労働者の平均月所得（RMM）を計算しなければならない。平均月所得をRMMMGと比較して差があれば、使用者はこの差を埋め合わせなければならないこととなる。

また、RMMMGは単一ではなく、当該企業での勤続年数による加算と年齢による減額が適用される。1988年5月2日のCCT（労働協約）第43号で、当該企業での勤続年数に応じて金額を加算している。勤続6カ月の21歳以上の者に関して最初の加算、勤続12カ月の22歳以上の者に関して2度目の加算がなされる。21歳未満の労働者に関して、1991年10月29日のCCT第50号は21歳未満の労働者の最低保障所得金額をRMMMGに対する比率で定めている。たとえば、20歳の労働者の最低保障所得はRMMMGの94%に制限される。

2008年10月1日から適用されているRMMMGは以下のとおり。なお、RMMMGはグロス（税・社保控除前）の額となる。

- 21歳以上： 1,387.49€（円換算 170,301円）
- 21歳6カ月以上で6カ月の職務経験者： 1,424.31€（同 174,819円）
- 22歳以上で12カ月の職務経験者： 1,440.67€（同 176,828円）
- ※1€＝122.74円（2009年3月13日現在の為替レートによる）

(2) 業種別最低賃金

主な業種別の最低賃金額（月額換算⁽²⁾）は以下のとおり。

○金属・機械・電工（ブルーカラー）：

（全国）1,554€、（アントワープ地方）1,675€、（東フランダース地方）1,779€

○清掃業：1,791€（一般清掃）～2,041€（家庭ごみ収集）

○建設業：2,114€（無資格）～2,397€（有資格）

○園芸業：1,390€（茸栽培）～1,815€（植林・公園保守）

（データ出所）各労使協議会（CP）の団体協約

9 適用される賃金の範囲

最低賃金の賃金対象（賃金のどこまで含めるか）は、原則、部門ごとの労使協議会（Joint committee）で決定されるものとなっている。労使協議会が決定しない場合は、通常の労働時間に支払われたすべての賃金（現金給与、現物給付、賞与、通常の労働時間に対する各種手当など）が対象となる一方、残業手当、通期手当、食事補助給付、組合ボーナス、休暇手当などは該当しない。

10 改定的方式

ベルギーでは一般に、RMMMMGはもとより賃金全般に対して国は介入せず、原則労使合意に委ねられている。ただし、後述の「競争力法」により政府介入が認められている。

RMMMMGの改定は、次の二通りの方法で実施される。一つは、物価指数スライド（直近4カ月の消費者物価の上昇を反映）である。ベルギーの賃金は、1993年12月24日の勅令により、政府が毎月発表する消費物価指数にスライドさせることが義務付けられている⁽³⁾。また、賃金のほか、社会保障給付等も物価指数にスライドすることとなっている。なお、1994年からは消費者物価指数の代わりに「健康指数（indice-santé）」⁽⁴⁾という特殊な物価指数が用いられている。これは一般物価指数からタバコやアルコール、石油燃料などを除いたもので構成されている。もう一つは、2年ごとに行われるCNT中央協約の改定の際に検討される。CNTでは、向こう2年間の労働コストの上昇限度を交渉により合意する。この際、1996年7月26日付の競争力法（雇用促進とベルギー企業の競争力予防保護法：Loi relative à la promotion de l'emploi et à la sauvegarde préventive de la compétitivité）により、物価上昇分以外

² 業種別の最低賃金は一般に時間当たりの額で設定されているが、ここでは各業種種の標準週労働時間をもとに月額換算した。

³ 物価インデックスの方法は、一定期間ごと（半年または1年など）に行う方法と、直近4カ月の指数の平均が前回の指数を一定ポイント上回る毎に行う方法とがあり、いずれを採用するかは業種別の労使協議会の団体協約に規定に従うものとされている。

⁴ 「健康指数」は1993年総合計画の一環として考案され、1994年1月1日に発効した。変動性を縮小させるために物価指数から一連の製品（タバコ、アルコール飲料、燃料など）を除外したものとなっているため、労働組合の反対があったとされる。

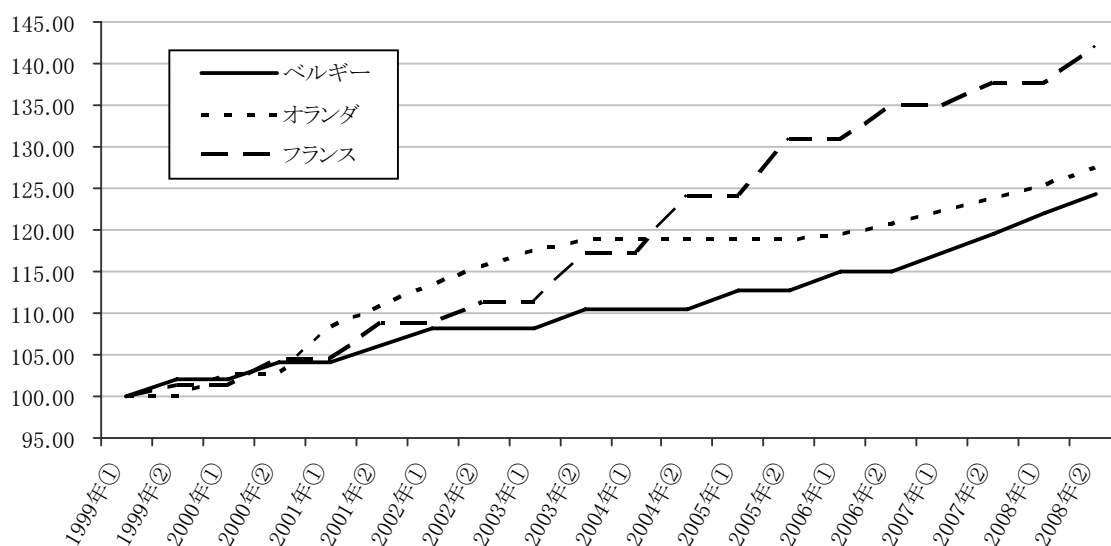
の賃上げについては、一定の限度額を超えることを禁止（賃金凍結）している。この法律は、ベルギー企業の競争力を保護するために、ベルギー国内の賃金の変化率（上昇率）をその主たる通商相手国、すなわち、フランス、ドイツ、オランダの賃金の上昇率と整合させることを目的としており、一定限度とはこの場合、これらの国の賃金コストの平均上昇率を意味し、これを上回ることが認められない。つまり、物価上昇分とその他の賃上げの合計がその一定限度額を超えることは認められないという制度となっている⁵⁾。こうした制度のため、2年ごとに行われるCNTの交渉では、中央経済委員会（CCE）が作成した賃金、人件費の変化について対応可能な幅の限度に関する年間技術報告書が提出され、その中で当該諸国の賃金上昇のデータも示され、向こう2年間の賃金上昇限度幅が提示される。もし、ベルギーの賃金がこれらの3国より高い上昇率になった場合のその超過分は、次の新しい賃金の上昇率分から差し引かれる。これを実施しない場合またはCNTで労使が妥結しない場合は、政府が賃金決定に介入できるとされている。

表 2-1-1 CCE 報告書で示された近年の賃金上昇限度率

2001-2002 年	2003-2004 年	2005-2006 年	2007-2008 年
5.4%	6.4%	4.5%	5.0%

出所：中央経済委員会（CCE）

図2-1-2 最低賃金指数の推移（1999年上半期=100）



出所：ベルギー及びオランダ：Eurostat、フランス：連帯雇用省

⁵⁾ この規定への違反に対しては、労働者一人あたり250～5,000ユーロの罰金が課されることとなっているが、労働当局の監督はゆるやかであるため実際の適用はほとんどないとされる。

なお、業種別（地域別）の最低賃金も同様に物価上昇に連動するほか、団体交渉を通じて引き上げが行われる。

1 2 履行確保措置・罰則

RMMMG及び業種別最低賃金の不履行は、団体交渉と労使協議会に関する1968年12月5日法律の違反とみなされる。団体協約の履行状況は労働監督官によって行われ、労働監督官は事業所へ立ち入り権限、履行確認のために賃金帳簿等の必要な書類の検査権限を有する。RMMMG及び業種別最低賃金のいずれの違反に対しても、8日～1カ月間の懲役、行政罰金のいずれか、または両方が課されることとなる。

第2節 最低賃金の状況

1 最低賃金の状況等

2007-2008年の全業種間のCNT協約により、2007年4月1日に25ユーロ、2008年10月1日に25ユーロの引き上げが取り決められた。物価インデックス以外の引き上げが行われるのは1993年以来のものである⁶⁾。なお、同協約による引き上げはRMMMGが創設されてからのその変遷を見ると、1981年と1992年⁷⁾の二度大幅な引き上げが行われている。1993年以降、中央団体交渉によるRMMMGの引き上げ合意がなされなかった理由は使用者側が組合側の引き上げ要求を頑なに拒否し続けたためとされる。そのため、その間物価上昇による引き上げはあったものの、RMMMGと平均賃金との乖離は90年代以降拡大傾向にある。

表 2-2-1 RMMMG 額の推移

※RMMMG：各年1月、小数点以下四捨五入

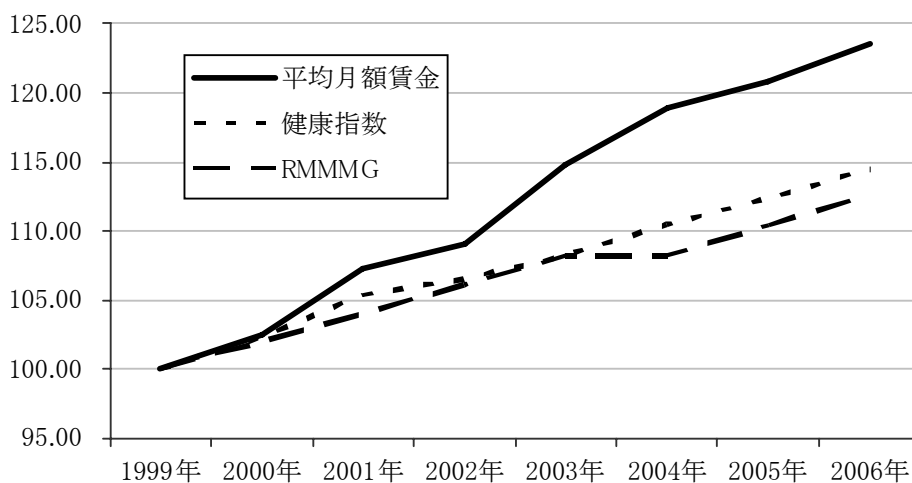
年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
RMMG(€)	1,096	1,118	1,163	1,163	1,186	1,210	1,234	1,259	1,310
上昇率(%)	2.0	2.0	4.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.1
対平均賃金比率(%)			47.6	45.7	44.6	44.8	44.6		

出所：Eurostat

⁶⁾ 物価上昇以外のRMMMGの引き上げは長く行われなかったが、この間、税や社会保険料の減額などの措置が取られていたため、CCE(中央経済評議会)の試算によるRMMMGの実質購買力の上昇は1996-2006年の間に約9%であったとされる。

⁷⁾ 1993-1994年の期間に関する職協定で500ベルギーフラン（12.50ユーロ）の引き上げが決定された。

図2-2-1 RMMMGM、平均賃金、物価指数の推移 (1999年10月=100)



出所：ベルギー国家統計局、Eurostat

2 最低賃金未満労働者の状況

RMMMGM水準の賃金を受ける労働者の最近のデータはないが、約90%という労働協約適用率（→業種別最低賃金が適用される）を考えると、かなり少ないものとみられる。なお、2003年の研究データ⁽⁸⁾では、当時のRMMMGMの128%に相当する月額賃金1,517ユーロが労働者全体の14%以下であった。そのうち、業種ではホテル・飲食店（63.3%）や農業（56.6%）、社会サービス（33.0%）、などに当該賃金層の労働者が多くを占めている。また男女別でみると、女性がRMMMGM 128%以下の賃金を20.1%が占める一方で、男性は9.6%であった。

第3節 最近の最低賃金を巡る議論等

1 最低賃金に対する評価

RMMMGMに対する表立った議論はあまり行われていないのが現状である。その理由としては、労働者の約9割が労働協約の適用を受けていること、また上述のとおり、平均賃金との乖離が進んだ結果、賃金の底上げという意味合いが薄れ、政治家も政策ツールとしての意義を見出せなくなったためと考えられる。他方、低所得層の労働者はホテル・飲食店や農業、社会サービスなどに集中しているとの分析もあり、こうした分野において業種別の労働協約の適用を受けない労働者（→業種別の最低賃金の適用を受けない）の賃金の下支えとしての政策意義はあると言える。

ベルギー労働総連合（FGTB/ABVV）は、最低賃金について、低熟練労働者の生活基準や労働条件を改善するために、適正な水準にあるべきとの考えを有している。つまり最低賃金

⁸ Bruno Van der Linden(2005)

は貧困に対する有効な手段であるとするものである。FGTB/ABVVは、RMMMGMの影響を判断するような分析を行う立場にはないとするが、同団体にとって、最低賃金の雇用への影響がわずかに正か負かのいずれかに帰するという議論は本質的な問題ではないとし、重要なことはその影響がほとんどゼロに近いということと考えている。一方、ベルギー企業連盟(FEB/VBO)は、RMMMGMは低熟練の(若年者の)雇用の障害になっているとする伝統的な見解を支持しているとされる。

<参考文献>

岡伸一著「ベルギーの労働事情」日本労働研究機構、1991年

日本労働研究機構「新予算に向けた新しい多産業間協定の可能性」『国別労働情報ベルギー』2001年

日本労働研究機構「ベルギー基礎情報」『国別労働情報ベルギー』海外労働時報増刊号No. 322 2002年

Alexandre Chaidron, Questionnaire for EIRO comparative study on statutory minimum wages- case of Belgium

Bruno Van der Linden(2005):Une proposition de renforcement des allégements de cotisations sociales patronales sur les bas salaires, Regards Economiques N°34,IRES

Thosten Schulten(2006): Mnimum wages in Europe- Minimum wages in the Benelux countries

Moulaert, T & Verly, J(2006): Belgique Le revenu minimum mensuel moyen garanti”

Paris, Chronique Internationale de l’IRES, n° 103, 57-68 – Bibliogr

<参考Webサイト>

ベルギー雇用労働省 <http://www.employment.belgium.be/home.aspx>

ベルギー国家統計庁 <http://www.statbel.fgov.be/>

ILO最低賃金データベース <http://www.ilo.org/travaildatabase/servlet/minimumwages>

Eurostat

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page?_pageid=1090.30070682.1090_33076576&_dad=portal&_schema=PORTAL